

岡山県税制懇話会（第2回会議）議事概要

日 時：平成30年7月2日（月）10：00～12：00

場 所：県庁3階第2会議室

出席委員：岡本輝代志会長、石井清裕副会長、千葉喬三委員、内藤はま子委員、平島千江子、藤木茂彦委員、藤原裕里子委員、（欠席 釣雅雄委員）

1 進め方について

会長

先日開催した第1回の懇話会の議論の中で、森林・林業には課題が多く、その課題に対応するためにも、おかやま森づくり県民税（以下「森づくり県民税」という。）を継続する必要があるという意見が多かったように思う。これを踏まえ、前回も提案したように4回としていた本会議を3回に変更して、本日、森づくり県民税の必要性、使途の方向性及び報告書の骨子案等について議論を行い、次回の会議で当懇話会の報告書に関する議論を行うという進め方でよいか。

一同

（異議なし）

会長

第1回の会議後に委員から、平成36年度から課税される森林環境税に関する意見が事務局に寄せられた。本日の議題（3）で議題として用意しているので、委員にはその際に、意見の紹介を願う。

2 議事進行

・資料説明

農林水産部参与（林政課長）（以下「参与（林政課長）」という。）から、森づくり県民税の必要性と、使途事業の方向性等について説明（資料1、2）

・意見交換

会長

事務局の説明では、使途事業の方向性と考え方について、これまでと同様に、森林の持つ公益的機能を高める森づくり、担い手の確保・育成と木材の利用促進、森林・林業に関する情報の提供と森づくり活動の推進、という従来からの3つの柱に従いながら、新たな進め方を含めるものである。

従来からの3つの柱に基づき事業を進めていくということによろしいか。

一同

（異議なし）

会長

この3つの柱を基に、足りない課題や追加すべき施策はないか。

委員

担い手について、森林組合等が新規就業者やこれから携わろうとしている方の受け皿となると考えられるが、受け入れ体制、それをサポートする体制はどのようなになっているのか。

参与（林政課長）

森林組合等が若い従事者を雇用するための対策としては、全国的な取組として「緑の雇用」という制度がある。これは、未経験者でも、3年間雇用される間に必要な資格取得等を支援するという制度であり、その間は、慣れないことで技術レベルは低いですが、雇用主に対して月額9万円の支援を行い、雇用を確保しながら技術を上げてもらう。岡山県の林業事業体における39歳以下の従事者の割合は35～6パーセントと、状況は随分変わってきている。

「緑の雇用」の対象とならない従事者への支援は、以前から森づくり県民税を活用して支援しているところであり、引き続き支援したいと考えている。

委員

移住者への支援もあるか。

参与（林政課長）

他県からの新たな林業従事者を確保するという観点では、一日林業体験や市町村と連携して移住相談会にブースを設ける等しており年間数名程度の実績がある。

委員

「みどりの大会」について、参加者500名というのは想定内の人数か。多いのか、少ないのか。

参与（林政課長）

学校単位で、緑化、緑の羽根、募金等の活動を行う「みどりの少年隊」が編成されているが、その「みどりの少年隊」の子どもたちが一堂に会して取組の発表会などを行う行事が「みどりの大会」である。例年、参加人数は同程度の規模となっており、500名というのは想定内である。近年は、他のイベント、行事と同じ会場で行う等で、その取組を広げていこうとしているところである。

また、みどりの大会等を通じた緑化意識の醸成活動としては、植樹祭の誘致等の新たな取組・展開が必要となることも考えられる。

委員

シカの生息密度を減らすことが重要だが、(資料5ページ)「シカの生息密度低減のための対策」とは具体的にはどのようなものか。植栽後の対策か。

参与（林政課長）

シカ被害への対策としては、今後、どのような対策が有効かを検討する必要があるが、捕獲も含めてシカの生息密度を低減することが重要だと考えている。林業被害のうちシカの被害額が大きなウェイトを占め、シカの密度低減へも森づくり県民

税を活用することを検討する必要があると考えている。

委員

これまで、有害鳥獣対策として自然保護（鳥獣害対策）の部門で対応していたため、林業部門は積極的に関与してこなかったが、今後は林業部門の予算を活用することも必要だろう。

委員

シカを捕獲した場合に、食べることは可能か。

委員

捕獲する人が足りないという問題もあるが、捕獲後のシカをどうするかという問題もあり、捕獲後の利用の流れを作らないと捕獲する人も増えない。

委員

シカを減らすのは難しい問題だが、ジビエ料理として活用すれば、よいのではないか。レストランで高級食材として扱われ、ニュースでも取り上げられるにもかかわらず、取り扱う人や量は限られているのだろう。

伊藤農林水産部長

ジビエについて、岡山県では、捕獲したイノシシ、シカのうちの約7から8パーセントくらいを利用しているという状況にある。捕獲した後の利用が課題と考え、その対策の一つとして利用拡大を進めるべくイベントの開催、市町村に対する情報提供等を進めている。

本年度から、美作市が国のモデル事業の指定を受け、周辺の真庭市や奈義町とコンソーシアムを組み、ジビエの拡大について事業を実施している。今後も検討していきたい。

委員

ヨーロッパのような習慣がない分、ジビエについてもPRが必要だ。

委員

生息密度の低減については、捕獲して排除する以外に、フェンス等の対策もあるのか。

参与（林政課長）

そういった取組も支援してきたが、積雪地帯では一度ネットを設置しても、雪の重みでたわんでしまい、春になるとシカが越えてしまうため、再度設置する必要があり、コスト的にも労力的にも厳しい。やはり生息密度の低減やシカが食べない樹種を植栽時に組み合わせる等検討していかなければならないと考えている。

会長

この懇話会は基本的なところを議論するというのが趣旨であろうから、個別の様々な事業については現場における必要性、重要性、緊急性等を勘案しながら対応

していくということで、よろしいか。

議題（１）、（２）について、事務局から説明のあった内容のとおり承認してよろしいか。

一同

（異議なし）

・議題３ 森づくり県民税と森林環境譲与税について

参与（林政課長）

森林環境税の課税は平成３６年度からであり、平成３１年度から先行して一部が譲与される森林環境譲与税の用途は、昨年１２月の税制改正大綱において、市町村が行う新たな森林管理システムの実施を踏まえた森林整備等に必要な費用に充てるとされている。

森林環境譲与税は、当初は市町村と都道府県が８：２の割合で配分され、都道府県に配分される森林環境譲与税は、市町村の取組に対する支援に充てることとされており、森林資源データの整備や、市町村職員等の人材育成、新たな森林管理システムを進める上で市町村をサポートする人材バンクの整備、効率的な森林管理方法の提案などの支援が必要になるのではないかと考えている。

一方、市町村は、新たな森林管理システムへの取組として、森林所有者に経営管理の意向調査を行い、森林所有者が経営管理できない場合には、市町村が経営管理の委託を受けて、意欲と能力のある森林組合などの林業経営体に再委託することを基本としている。また、再委託できない箇所、森林経営に適さない森林については、市町村が直接管理事業を行うこととされている。

なお、新たな管理システムには一定の期間が必要と考えているが、このシステムの仕組みづくり等が概ね完了した後、順次、木材利用や里山対策などに森林環境譲与税が充当されるものと思われる。

平成３１年度から先行して一部が譲与される森林環境譲与税は、新たな森林管理システムの実施に優先的に充当することとされているため、このことについて市町村と協議を行い、理解をいただきながら進めてまいりたい。森林環境譲与税の用途については、法令で定められることとなっているが、最終的な用途の判断は市町村長に委ねられる税制度と認識している。

その上で、森づくり県民税の用途事業の方向性の案は、従来の３つの柱を継続することとし、森づくり県民税の用途は広域的な取組の支援を主体とすることなど、県と市町村の役割分担を十分行い、用途の重複は行わないこととする。

なお、国庫補助事業と連携した事業については従前どおり実施し、事業効果を高めることとする。また、新たな課題やニーズに適切に対応してまいりたい。

個々の対策について整理して説明すると、まず、「公益的機能を高める森づくり」の間伐等の事業については、市町村が新たな森林管理システムの取組によって意向調査などを始めた森林のエリアについては、森づくり県民税の間伐等の事業対象エリアから外すこととする。

一方で、松くい虫やナラ枯れなどの森林病虫害防除対策については、広域的かつ緊急性の高い取組であるため、引き続き森づくり県民税事業で対応してまいりたい。

次に、「担い手の確保・育成対策」では、広域的な取組の支援対策を主体とし、市町村が単独で行う森林環境譲与税を活用した取組との重複支援は行わないこととす

る。

次に、「木材利用の促進対策」では、現在も森づくり県民税事業を活用して市町村施設における木材利用を支援しているところであるが、今後、公共施設での木材利用に森林環境譲与税を充当する市町村が出てくるとも考えられるため、市町村が森林環境譲与税を充当した施設の整備等へは、重複支援を行わないこととする。

最後に、「各種情報の提供と森づくり活動の推進」についても、広域的な取組の支援対策を主体とし、市町村における森林環境譲与税を活用した取組との重複支援は行わないこととする。

なお、一部の市町村では、景勝地や森林公園などのマツを守るために、樹幹注入剤という薬剤による松くい虫被害の予防対策を、「市町村提案型森づくり事業」で実施しているが、森林環境譲与税だけでは対応できないことから、市町村の主体的な取組として実施される「市町村提案型森づくり事業」については、これまでどおり一定の枠を確保するとともに、市町村へ直接補助している森林病虫害防除関連事業とのメニュー統合等も検討してまいりたい。

また、これは全ての事業について関係することであるが、市町村が森林環境譲与税を活用して森づくり県民税事業に上乘せ補助を行った場合は、森づくり県民税事業の対象としないこととし、森づくり県民税と森林環境譲与税が両方財源充当されることがないように整理してまいりたい。

・意見交換

会長

平成36年度からの森林環境税については、課税期間は重複しないが、平成31年度から前倒しで森林環境譲与税が交付され、その用途は市町村長の考え方によるという印象である。

森づくり県民税は、広域的なものに使うので用途の重複はない、という説明はよく分かるが、具体的にはどうなのか。県民が最も関心を寄せている部分だと思う。

委員

課税は平成36年度からなので、平成35年の検討内容になると思うが、平成35年の懇話会に申し送ればよい。しかし、実質的に森林環境譲与税が市町村に来るので、仕組みは動き出す。

会長

文言では分かるが、市町村に十分説明できないと用途が重複する心配がある。そこは、県としてどう考えるのか

参与（林政課長）

新たな森林管理システムの森林経営管理法は5月25日に今国会で可決、成立し、来年4月からの施行が決まったところであるが、まずこのシステムについて御説明する。

森林・林業の課題は、多くの森林所有者が自らの森林がどこにあり、どういう状態にあるかを把握していないことである。

こういった中で、森林組合等の事業体を通じて、なんとか森林をまとめて間伐を推進しているところであるが、事業体からの呼びかけだけでは、なかなか未実施の

間伐が進まないという背景がある。

このような状況に対応していくには、基礎自治体である市町村が主体となって、市町村の持つ課税や所有の情報と県の持つ森林情報とを上手くミックスさせて、森林所有者に対して今後の森林の取扱いについて意向調査を行う。

その上で、森林所有者が市町村に経営を委ねる場合は、市町村が森林を面的にまとめていく。その中には、面的なまとまりをもって対応すれば、林業経営ができる箇所も一部にはあると考えられ、そういった箇所は、林業経営に適した森林として事業体に一定期間権限を与えて、林業経営を実施していくこととなる。

しかし、そういった箇所ではなくて、例えば山頂に近いとか、周りから孤立して存在しているなど非常に条件が不利な箇所については、森林の機能が維持できるように最小限の持続的な管理を市町村が主体となって行うこととなる。

まさに地帯を区分した上で、森林整備を進めていこうというもので、この財源に森林環境譲与税を充てることが基本的な考え方である。

間伐推進のために森づくり県民税の多くの部分を充ててきたが、このうち不在村等で、これまでなかなか間伐が進まなかった森林については、今後、森林環境譲与税が主体的に充てられることとなる。

このような取組については、これまで市町村は未経験であるため、地域の森林に応じた対策を講じるための仕組みづくり等々で3年から5年の期間はかかるものと思われる。また、広域合併で広い面積の森林を有する市町村においては、地域毎に区域を絞って意向調査をローテーションさせていく必要があり、相当の期間がかかると思われる。

これらを含めて、現在、市町村の実務者と一緒になって、地域毎に課題を整理しながら進め方を検討しているところであり、この新たな森林管理システムの考え方と、先程説明した使途の重複についての考え方を、今後、7月から8月にかけて、市町村の実務者や市町村長に説明することで、整理ができると考えている。

会長

市町村への説明は大事だが、市町村の意見を踏まえて、報告書に反映できるのか。

参与（林政課長）

本日の懇話会の意見を踏まえ、市町村への説明を行い、報告書のまとめの段階では、市町村の意見を反映させていきたいし、委員にも報告したい。

委員

森林環境税との課税の重複の議論は平成35年の懇話会で十分だと思う。森づくり県民税の納税義務者は個人と法人、森林環境税は個人だけなので、今回は個人の部分だけを検討すればよいと考える。

森林環境譲与税の交付が先に始まることについて、使途の棲み分けをするという説明であるが、いわゆるグレーゾーンが多く発生することが懸念される。

そのグレーゾーンがグレーのままなのか、白黒はつきりするのか、これから5年かけてやってみてはじめて分かるものだろう。とすれば、5年後の森林環境税の課税の段階で、森づくり県民税が今の予算のままでよいのか、多すぎるのか、足りないのか、という点も含めて検討すべきである。

会長

森林環境譲与税は県と市町村に交付されるので、用途の重複の点は、全員が難しい問題と考えていると思う。

導入までの間に、市町村に対する説明を十分にやっていく、ということをお願いするしかないが、森林にとってはいいことだ。

森林の維持保全、理解を深めるということでは良いが、税であるので用途の重複がないような説明も必要だと思う。

委員

森林の役割は、森林経営という林業の視点と、公益的機能という環境保全の視点の両面がある。

森づくり県民税事業で3大河川の流域にある森林の公益的機能をカバーするという考え方と、国の森林環境譲与税の用途である新たな管理システムの考え方とは、必ずしも合っていない。

それぞれの税の関連性をどうするかという難しい問題はあるが、その辺りは平成31年度からの5年間で整理することが必要だ。

委員

ここで「経営」と言っているのは、収益を上げるという意味なのか。それとも、経営を行えば、森林整備が進み、公益的機能が高まるという意味なのか。

委員

両方の意味を含んでいると思うが、経営ができれば公益的機能も発揮できるというのが国の考え方なのだろう。

会長

1次産業において経営の視点は、かなり遅れている。

5年の間に経営の意識付けができればよいが。

委員

市町村としては、担当者も経験もない。見かけはよいが、税の趣旨が活きるのかどうか心配だ。

会長

森づくり県民税は10何年間も歴史があり、体系化されてきた実績がある。

市町村が森林環境譲与税で、森づくり県民税の使い方を真似するのではないか。用途の重複が生じたときに森づくり県民税の方に批判が来るのではないか。

そうしたことがないように、市町村に丁寧に説明し、用途の重複がないように調整をお願いしていくしかない。

そういうことを前提に、今回の継続を了解していくということしかないかなと思う。

委員

森林環境譲与税で解決できない課題をカバーする安全弁として、森づくり県民税

は必要ではないか。

委員

国としては、これがあるから県単位のもの止めろということではないのか。

会長

国は、そこまでは言えないはずである。

委員

国では、過去に林野庁が水源税を提案したが、実現しなかった経緯があり、それができるのを待ってられないから、地方が県民税として作ったもの。

委員

予算的には増えるから、うまく使う必要がある。

委員

今後5年間は、森林環境税の課税が始まるまでの試行期間として、森づくり県民税で対応していくということも必要ではないか。

会長

分かりにくいところもあるが、市町村にきめ細かい説明をするのが大前提。

予算的には増えるが、市町村にも地域による温度差はあるだろう。

5年後にこうなった、というのを受け取るのか、1年後に受け取るのかは後の問題ではあるが、少なくとも委員の皆さんに連絡していただくとありがたい。

委員

今まで森づくり県民税でやってきたことが、森林環境譲与税ができて、現場はどうなっていくのかを議論するのは懇話会しかないと思う。

会長

これまでの議論を踏まえて、それでも森づくり県民税の必要性はあるということではよいか。

一同

(承認)

委員

相続税の申告をする人で、相続した山林がどこにあるのかを知らない人が多い。

所有者不明土地の問題は、空き家問題などもあるが、そもそも山林といいながら、もはや山林とはいえない土地はたくさんあって、そこを誰がどう経営するのか、どう関わるのか、というのが今後の問題だ。

森林環境譲与税を市町村に交付するのは、市町村が一番現場に近いからではあるが、現実には市町村も分かっていないので、国はその辺りの洗い直しをさせたいのだと思う。

委員

実際はその洗い直しの調査とか仕分け等に時間がかかる。その後で経営意欲があるかどうか分かる。所有者自身が分からないものをどうするのか。

委員

相続人はそんな土地はいらない、と言っても国や県が受け取ってくれるわけでもない。仕方がないので、固定資産税を払い続けている。そういう山林をどう扱うのかというのは今後の大きな問題だ。

会長

次回の報告書の議論でそうした点を議論する機会もあると思う。

・資料説明

中村税務課長（以下「税務課長」という。）

岡山県の森づくり県民税の税率は、全国的にみて過度な負担でない。多くの団体が採用しているものである（資料3）。

森林環境税が課税されるのは平成36年度からであるが、復興財源の特例がなくなるため、県民の負担は変わらないことを説明（資料4）。

委員

復興財源の特例というのが名称なのか。復興に使うのかと思うのだが、名称が違うのではないか。

税務課長

東日本大震災を教訓とする防災のための財源ということである。

・骨子案について

税務課長が配布した骨子案の概要を説明。

会長

案では、使途事業の方向性、森林環境譲与税との関連性が今回の議論で、前半の1～4は前回の流れと同じ。5番目に今日の説明を加えていくということだ。

税制度のあり方も、これまでと同じであるが、何か意見があるか。

一同

（異議なし）

会長

今回はこれを基に文章化されたものを検討したい。

3 その他

- ・次回日程は10月上旬で調整中であり、決まり次第委員に知らせることを確認し、閉会